

パブリックコメントで寄せられた意見の概要及び市の考え方

令和8年1月22日から2月20日までの間、海津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について意見等の募集を行った結果、1人の方から7件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見について適宜要約した上、それに対する市の考え方を次のとおり公表します。

貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

NO	意見	市の考え方
1	<p>第2章7 (1) 基本的人権の尊重</p> <p>その他、偏見・差別・リスクコミュニケーション等何か呼びかける時全て</p> <p>誰でも感染する可能性があることだけでなく、感染源の特定は往々にして不可能なこと、感染者は加害者ではないことも伝えなくてはならないが、全体的に偏見・差別等に関する啓発に関する部分に様々な事情がある人がいることと感染源の特定は往々にして不可能なこと、感染者は加害者ではないことの記載が足りていない。</p>	<p>感染症は誰もが感染する可能性がありますので、感染症に関する知識の普及とともに、基本的人権の尊重に対する配慮と感染症予防について、今後も啓発に努めてまいります。</p>
2	<p>第3章1 実施体制</p> <p>市対策本部及び市対策推進会議の構成員には、経済や人権、また、医療倫理学や医療人類学、小児（18歳未満）の心理や発達に詳しい者を入れ、医学的に正しいとされたことのみで絶対的な価値を置いて判断するのではなく社会経済の維持発展や人権尊重も常に考慮しながら判断していく体制とすべきである。「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」という書き方では、経済や人権、小児の発達や人々の心理についての専門家は感染症の専門家より下に位置付けられている。どれも重要な事項であるので対等に意見が取り入れられ議論が尽くされるようにされたい。</p> <p>感染症対策は人権を制限するものであるため最小限になるよう常に見直しができる組織にすべきである。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の市町村対策本部の組織で「市町村本部長（市長）は、必要があると認めるときは、その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる」と定められているため、専門家等の構成員については必要に応じ検討してまいります。</p>

NO	意見	市の考え方
3	<p>第3章2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>偏見・差別等に対する対応を県の計画のように「感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人県民等に対する偏見・差別等」と具体的に記載すべきである。特にマスクの着用をしていない場合の不利益取り扱い(診察や面会を拒否される、一斉にマスク着用が呼び掛けられるとできない事情がある事が一目瞭然で持病などが希望しない人にもアウトティングされる、マスク着用していないと当選したサービスを断られるなど)は2026年の今でも起きており、もれなく対応してほしい。</p> <p>市の計画案は県の決定稿で書き込まれた「様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方」への偏見や差別を防止するようにとの文言が見られない。</p> <p>咳エチケットにマスク着用が含まれているのは当然であるので、本計画中の各所の文言も「マスク着用等の咳エチケット」ではなく「咳エチケット」としてほしい。</p> <p>平時から理解促進の広報をするにあたっては誰でも感染する可能性があること、感染源の特定は往々にして不可能なこと、感染者は加害者ではないことを知らせ感染症対策やまん延防止措置で差別が起きないように内容のものにしておかなければならない。</p> <p>マスクやワクチンの有無で対応を変えないことが書き込まれるべきである。少なくとも「マスク着用等の咳エチケット」ではなく「咳エチケット」表記にし、常にするのではなく咳が出る時だけなので手洗いの方が前に来るようにしてはどうか。</p>	<p>本計画中の第2章新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針3 対策推進のための役割分担(7) 市民の中でこの一文については記載済みです。</p> <p>新型コロナは、飛沫のほか、さらに粒子の細かいエアロゾルを介して感染することから、マスクのみならず換気等の対策も呼び掛けてまいりました。</p> <p>新たな感染症対策においても、その性状を踏まえ、科学的な知見に基づき、有効な対策を呼び掛けてまいります。</p>

NO	意見	市の考え方
4	<p>第3章4 ワクチン</p> <p>副反応を疑っても診察してくれる医師がいない、相談しても制度や書類がわかりにくい、病院が書類を書いてくれないなどワクチン後遺症患者や遺族の方が要望を出し活動している内容についても十分対応してほしい。</p> <p>接種勧奨の際には、誘導されないで接種を選択・決定できるようにすべきである。</p>	<p>ワクチンの接種勧奨にあたっては、接種のスケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりえる副反応の内容等の十分な説明の元、被接種者自身が選択・決定できるよう情報内容に注意を払い、啓発に努めてまいります。</p>
5	<p>第3章6 保健</p> <p>保健所に確認すれば咳エチケットで大丈夫だと言われたが、実際に疫学調査の報告をする事業所担当者には聞かされておらずその基準を聞いた人々が多くの場面でマスクを着用していない人を責め、忌避した。差別が繰り返されないよう、対応してほしい。</p>	<p>本計画中の第2章新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針3 対策推進のための役割分担(7) 市民の中でこの一文については記載済みです。</p>
6	<p>第3章8 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>誰でも感染する可能性があり感染源の特定は不可能ということは、対策の呼びかけは「自分が体調を整える事」に注力していくべきである。</p> <p>まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し必要な施策を講ずる前に、心身への影響が出ないまん延防止措置を模索する必要がある。</p>	<p>まん延防止に関する措置については、今後も国・県、関係機関と協議しながら必要と考えられる措置を慎重に判断し、講じてまいります。</p>

NO	意見	市の考え方
7	<p>○物資の配布等について 現在研究が進み知見が変わっていることなど検証し、前例踏襲ではなく効果のある対策をとれるようにすべきである。平時からの啓発などでも認識を改めるよう、コストに対し効果の低い又は逆効果になる感染対策は廃止することを知らせてほしい。</p> <p>○パーテーションの設置 パーテーションは換気の妨げになり逆効果であるという指摘がされている。速やかに撤去すべきである。</p> <p>○消毒液やマスクの配備 持病や体質などでマスクが着用できない人、消毒が使えない人にも配慮が欲しかった。マスクは3種類示されている咳エチケットの一つであり、絶対つけなければいけないとする広報や全戸配布はすべきでない。全戸配布ではなく希望者が購入できるようにした方が良かった。例えばゴミ袋でよくされているように一定数を指定店舗や庁舎において販売すればよかったと思う。よく誰でも触れるところに手指消毒液が置いてあるが、撤去すべき。</p> <p>○検温システムや非接触体温計 表面温度は体温ではない。外気にさらされて変動している表皮の温度を体核温（大動脈基部の動脈温と脳の動脈温）と考え、年齢や時刻、測定部位、活動の状況などを考えず37.5℃以上が発熱であるとするのは誤った認識で、対策したつもりになっているだけである。早々に撤去すべき。</p> <p>○空気清浄機・換気扇や網戸の設置 対策を導入するにあたって、お金をかければ良いというわけではなく、効果があつて簡便で維持可能な内容か充分精査すべきである。</p>	<p>国や県から提供される情報を適切に収集し、有効な対策を講じるよう努めてまいります。</p>